

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

目 次

◇告 示 字の区域の変更（地方課）

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）  
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）

土地改良法による換地処分（〃）

保安林の指定予定（造林課）

小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間（水産課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

都市計画事業の認可（五件）（〃）

告 示

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による宝谷地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称を変更する  
区域（昭和六十三年二月五日現在の地番による。）

宝谷字経塚原塔  
ノ山下タ

宝谷字経塚原塔ノ山下タのうち七九二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

宝谷字経塚原大道下タ下モノ堀九〇七の一の一部、九〇八の一の一部、九〇九の一の一部、九一〇の一の一部、九三八の四の一部、九三八の五の一部、九五一から九五四までの一部

宝谷字経塚原大道ノ下タ上ミ堀九〇一の二と一体をなす国有地の一部

宝谷字経塚原大道  
ノ下タ上ミ堀大

宝谷字経塚原大道ノ下タ上ミ堀のうち八九〇の一の一部、八九〇四の一部、八九一の二の一部、八九一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

宝谷字経塚原大道下タ下モノ堀九〇七の二、九〇八の二、九〇九の二、九一〇の一部、九一一の一部、九一三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに九〇二の二と一体をなす国有地の一部

宝谷字経塚原大  
道下タ下モノ堀  
宝谷字経塚原塔ノ山下タ七九二の一部及びひれと一体をな  
す国有地

宝谷字経塚原大道ノ下タ上ノ堀八九〇の1の一部、八九〇  
の四の一部、八九一の1の一部、八九一の3の一部及びひ  
れと一体をなす国有地並びに九〇二の1の一部をなす国  
有地の一部  
宝谷字経塚原大道タドモノ堀のいわが九〇七の1の一部、  
九〇七の2、九〇八の1の一部、九〇八の1、九〇九の1  
の一部、九〇九の2、九一〇の一部、九一一の一部、九一  
三の1の一部、九一三の2、九一四の1を、九一四の3が  
一部、九一四の4、九一七の1の一部、九一七の3、  
九一九、九三八の4の一部、九三八の5の一部、九五二か  
ら九五四までの1部以外の区域

### 鳥取県知事第五回令十七号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十回附  
第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図  
書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定による告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 岩 風 回 次

指定番号	種別	図書	発行者	発行年月	類別	表示された発行所名
3025	雑誌その他 の刊行物	い・じ・め・な・い・で	犯して欲しいの 性交爆走族	J D- サ H	アリス出版	九一四の四、九一七の1の一部、九一七の3、九一九
3026	"	少女白書 乙女淫唇	S H- 7-H	SM- 6-H	(角)コスモデザイ	宝谷字経塚原塔ノ山下タ上ノ堀八九〇の1の一部及びひれと一体をなす国有地
3027	"	Dorime			(角)コスモデザイ	宝谷字経塚原大道ノ下タ上ノ堀八九〇の1の一部、八九〇
3028	"	花影		J D- サ 3	(角)コスモデザイ	の四の一部、八九一の1の一部、八九一の3の一部及びひ れと一体をなす国有地並びに九〇二の1の一部をなす国
3029	"	フロリアール		J E- シ 1	(角)コスモデザイ	有地の一部
3030	"	南風		J E- X A	(角)コスモデザイ	宝谷字経塚原大道タドモノ堀のいわが九〇七の1の一部、 九〇七の2、九〇八の1の一部、九〇八の1、九〇九の1 の一部、九〇九の2、九一〇の一部、九一一の一部、九一 三の1の一部、九一三の2、九一四の1を、九一四の3が 一部、九一四の4、九一七の1の一部、九一七の3、 九一九、九三八の4の一部、九三八の5の一部、九五二か ら九五四までの1部以外の区域
3031	"	女子大生 亂交コソンペ		J E- シ B	Do企画	
3032	"	性器結合 いれて 桜小町		J D- サ F	Do企画	
3033	"	Mickey		M K- 6-H	Do企画	
3034	"	密肉陶酔 夢飛行		J E- シ A	Do企画	
3035	"	淫ら汁 アブナイ季節ね 春匂薔		J D- サ G	Do企画	
3036	"	ギャルハントナー 9月増刊 GAL'S SELECTION VOL.1		雑誌コー ド 0 2-8 7-0-9	コハルト社	ギャルハントナー 9月増刊
3037	"	ザ・裏マガジン 9月増刊 バー・ジンプレス vol. 6		雑誌コー ド 0 4-2 0-0-9	コハルト社	ザ・裏マガジン 9月増刊
3038	"	メロン通信 10月号増刊 ザ・裏天国 VOL.3		雑誌コー ド 1 8-6 0 4-10	コハルト社	メロン通信 10月号増刊
3039	"	ザ・ヒット MAGAZINE 12月号		雑誌 1-4 1-3 5-12	三和出版株式会社	ザ・ヒット MAGAZINE 12月号
3040	"	美少女CLUB 1月号		雑誌 0-7 6-3 5-1	株式会社サン出版	美少女CLUB 1月号

3041	"	オレゾンジ通信 1月増刊号 VIDEO ACTIVE Vol.3	雑誌 0-1/15 0-219社	株式会社東京三世	昭和六十二年五月十七日	鳥取県知事 西 尾 配 次
3042	"	あこがれ女高生B組 2月号	雑誌 5-2 1766社	考友社出版株式会社		
3043	"	バナナボーイ 2月号	雑誌 5-2 ド075	株式会社ラン出版		
3044	"	デラベッピン 6月号	雑誌 5-06 1649	株式会社英知出版	一 縦覧に供する書類	換地計画書の写し
3045	"	セクシーアクション 6月号	雑誌 3-6 0551	株式会社サン出版	昭和六十三年五月十八日から一十五間	縦覧に供する期間
3046	"	COOL GUY 6月号	雑誌 7-6 0324	株式会社蒼竜社	昭和六十三年五月十八日から一十五間	縦覧に供する場所
3047	"	さくらんぼ通信 6月号	雑誌 3-6 1401	株式会社大洋書房	田南町役場	田南町役場
3048	"	マスカット Note 6月号	雑誌 5-6 0834	株式会社大洋書房	四 異議の申出	利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期
3049	"	新風写真 6月号	雑誌 9-6 0494	平和出版株式会社	間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出下さい。	
3050	"	ルンルンRUNRUN写真 6月号	なし	三洋図書		

## 鳥取県告示第五百一十九号

田南町が行う土地改良事業に係る奥栗谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 配 次

縦覧に供する。

昭和63年5月17日 火曜日

## 鳥取県公報

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年五月十八日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日南町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第五百三十号**
- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業に係る宝谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。
- 昭和六十三年五月十七日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 鳥取県告示第五百三十一号
- 次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

- 昭和六十三年五月十七日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡船岡町大字西谷字城矢白六六四の三
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(2) 主伐として伐採をることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 二 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡河原町大字布袋字郷路八二二、八三六の一、字北谷八四三の一、字粟谷八六八の一、八六八の二、字十七曲り八七一の一、八七一の二、字クチアメ谷八七二、字本谷八七三の一、字狼谷畠谷八七四の一、字畠谷八七五の一、字狼谷八九二の一、八九三、八九四の一、九三四、字背戸山ノ内ホヲキ平九三八の一、字背戸山ノ内榎谷九三九の
- 2 指定の目的
- 昭和六十三年五月十七日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及

び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 3

## 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3-1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字西谷字中目谷八四九の一、八四九の七、字下モ目  
谷八五〇の三、大谷見櫻中字スゲノ谷四八五の一、字茶山ガ谷四八六  
の二、字奥瀧四九〇、字平ガ谷四九三の六

## 2 指定の目的

## (1) 土砂の流出防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及

## 鳥取県告示第五百三十二号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を昭和六十三年五月十七日から同月三十一日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第五百三十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

尾邑

次

## 一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十三年三月二十三日 鳥取県指令受都計三一二第四号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字辻堂

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一四四二一  
渡邊俊裕

## 鳥取県告示第五百三十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の名称

境港市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・一号樋ノ上川線

## 三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十五年三月三十一日まで

## 四 事業地

- 1 収用の部分 境港市栄町、松ヶ枝町、大正町、京町及び明治町地内
- 2 使用の部分 なし

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町二丁目二二二

吉田興産株式会社  
代表取締役 吉田 勇

## 鳥取県告示第五百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

## 鳥取県告示第五百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取都市計画道路事業 三・四・七号停車場卯垣線  
昭和六十三年五月十七日から昭和六十六年三月三十一日まで

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十六号南駅口天神町線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市扇町地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県告示第五百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・五・十四号安長古海線

三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市安長字堅田、字矢倉柳ヶ坪及び字懸ヶ内地内

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取市

一 施行者の名称

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

2 使用の部分 なし

## 鳥取県告示第五百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 施行者の名称

鳥取市

## 二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・十五号永楽富安線

## 三 事業施行期間

昭和六十三年五月十七日から昭和六十五年三月三十一日まで

## 四 事業地

1 収用の部分 鳥取市富安二丁目地内

2 使用の部分 なし